

名称等	沼津市屋外広告物条例の規定により指定する区域の追加について
実施日時	平成 30 年4月1日(日曜日)から施行
場所	市役所5階 都市計画部まちづくり指導課
担当	都市計画部 まちづくり指導課 直通 055-934-4762 内線 2545

1 内容

本市の屋外広告物条例の規定により指定する区域について、規制区域の追加として、景観形成型広告整備地区に指定する区域に、本市内の伊豆縦貫自動車道を指定します。

また、規制区域の変更として、第1種普通規制地域から第2種特別規制地域へ変更する区域に、本市内の県道 18 号修善寺戸田線、県道 127 号船原西浦高原線及び県道 130 号伊豆長岡三津線を指定します。

これらは、平成 30 年4月1日から施行します。

2 目的・理由

静岡県では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技開催や伊豆半島の世界ジオパーク認定に向け、美しい自然景観を守り良好な景観形成を目的として、平成 29 年 11 月1日から屋外広告物の規制地域を変更しました。

本市におきましては、独自に条例を定めておりますが、県の規制変更がなされた区域と連続する区域について、屋外広告物の規制内容を統一するため、県の変更に合わせた規制内容として、区域の追加等を行います。

3 経緯・経過

平成 29 年 11 月から、独自条例を持つ沼津市、熱海市、三島市及び伊豆の国市を除いた伊豆半島3市7町で屋外広告物の規制強化が行われ、伊豆縦貫道自動車及び伊豆西南海岸が広告景観保全地区(本市では景観形成型広告整備地区という)に指定されたほか、国・県道等主要道路において、規制区域が変更されました。

4 影響・効果

本市を含め、伊豆半島の屋外広告物の規制を見直すことにより、現在、伊豆半島に約4万件ある屋外広告物が、美しい景観と道路沿いの屋外広告物との調和がなされることとなります。今後も、県や近隣市町と連携し、伊豆半島全域で良好な景観の形成が図られることを目指します。

【資料】 資料 1 屋外広告物規制変更(案)規制図

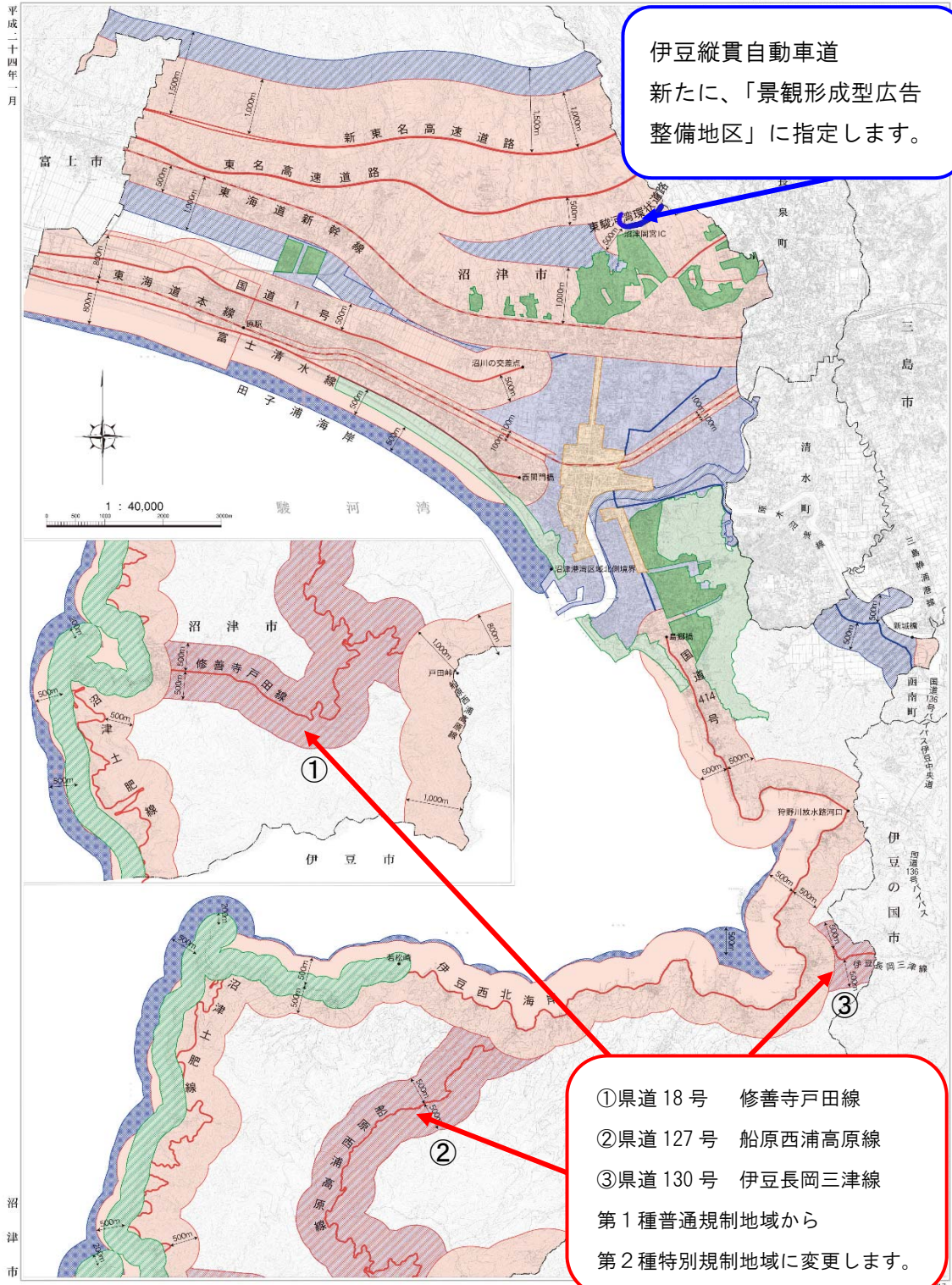
資料 2 伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区 屋外広告規制(案)

資料 3 第1種普通規制地域→第2種特別規制地域 規制変更内容

屋外広告物規制変更（案）平成 30 年 4 月 1 日～

沼津市屋外広告物規制図

この規制は、平成24年度に沼津市が作成した沼津市屋外広告物規制図（案）を改正したもので、
関係する関係機関等に協議の上、関係機関等に協議した上で、行田市が関係機関等に協議したものです。

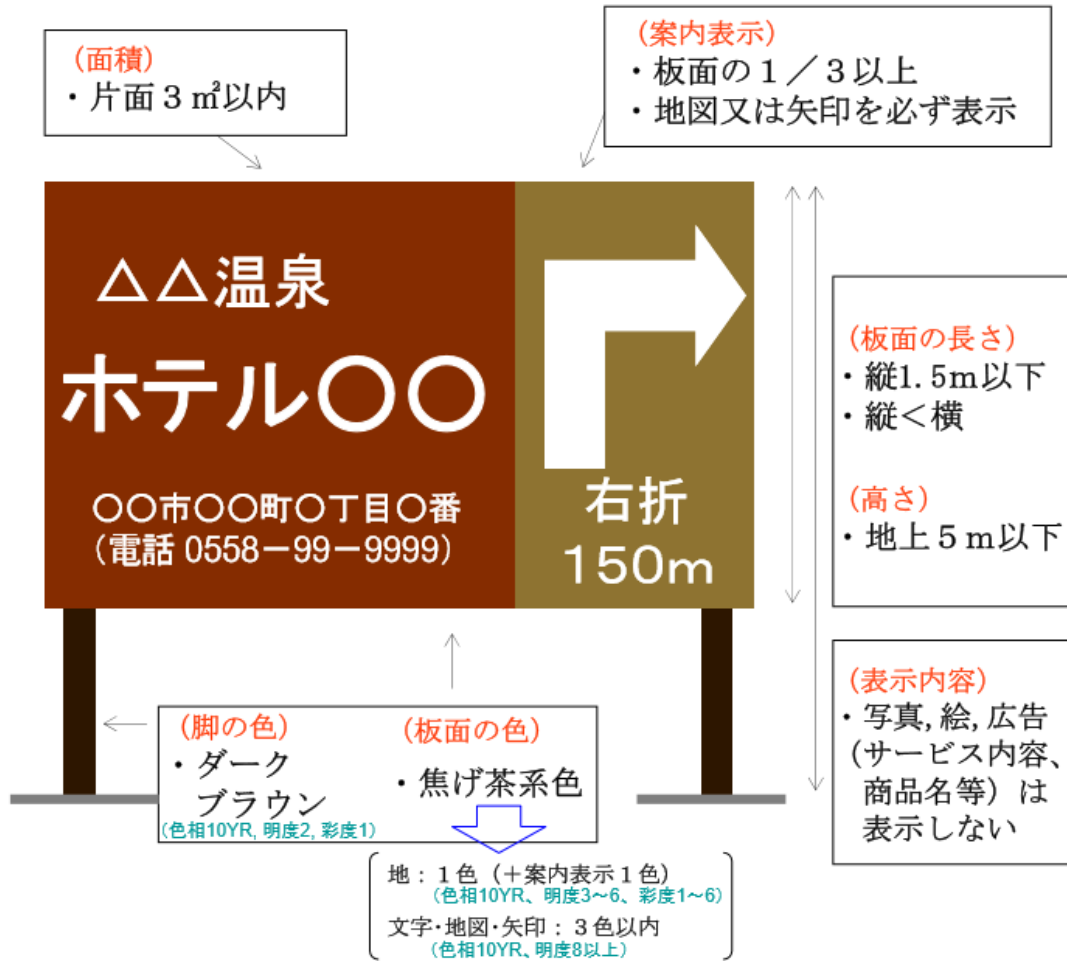


平成二十四年一月

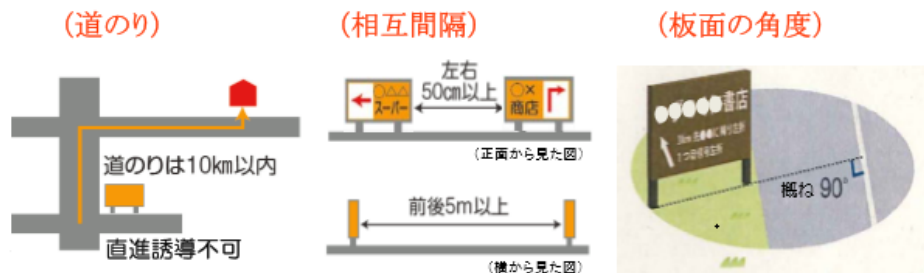
沼津市

伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区における

屋外広告物規制（案）＜案内図板＞



【設置場所】



【設置の条件】

- ・案内先が主要な道路に接していない場合等に、案内するために表示するもの。

第1種普通規地域 → 第2種特別規制地域 規制変更内容

* 黄色が規制変更箇所

区分	普通規制地域	特別規制地域
	第1種普通規制地域	第2種特別規制地域
自家広告物		
広告塔	・ 1面の面積：30㎡以内 ・ 高さ：15m以下	同左
屋上広告物	・ 高さ：建物高さの2/3以下でかつ10m以下 ・ 自家広告に限る ・ 建物の壁面から突き出さないこと	同左
広告板	・ 全面：30㎡以内 ・ 高さ：5m以下	・ 自家広告物に限る 同左
壁面突出看板	・ 1面の面積：20㎡以内 ・ 建物外壁からの出幅：1.5m以下 ・ 下端は歩道のある道路では2.5m以上、歩道のない道路では4.7m以上 ・ 上端は壁面を超えない	同左
壁面利用広告 塀利用広告	・ 壁面1面の面積<300㎡の場合 表示面積：壁面面積の1/5以内又は15㎡以内 ・ 壁面1面の面積≥300㎡の場合 表示面積：壁面面積の1/10以内又は60㎡以内	同左
案内図板		
案内図板の定義	—	・ 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
距離等 (設置場所から事業所等までの道のり)	—	10km以内
相互間距離	—	・ 左右方向に50cm以上、かつ前後方向に5m以上
高さ	15m以下	5m以下
面積	30㎡以内	・ 3㎡以内（同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可） ・ 5以上の者が協同で表示する場合は1者2㎡以内、合計10㎡以内
地図矢印の表示	—	・ 事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示
案内表示の面積	—	・ 板面の表示面積の3分の1以上（このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。）
写真、絵（イラスト、商標等）の使用	—	・ 表示面積全体の3分の1以下（写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。）
地の色彩	—	・ 彩度8以下、かつ明度3以上
電飾設備の使用	—	・ 動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。
建築物等の利用	—	・ 不可（建物の屋上や壁面、塀には、案内図板を設置できない。）